

平成 30 年 9 月 3 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380135

研究課題名(和文) 1681年フランス海事王令におけるアミロテの研究 フランス海商法研究序説

研究課題名(英文) A research on the "AMIRAUTE" under french Ordonnance de la Marine 1681

研究代表者

箱井 崇史 (Hakoi, Takashi)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：60247202

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、1681年のフランス海事王令研究の第一歩として、同王令第1編が対象としており、同王令全体に関連規定の置かれたアミロテの実態を明らかにしようとしたものである。本研究は、海事王令の条文を実質的に理解し、海事王令の全体像を把握することを最終目的とする研究の一部である。アミロテについては日本での研究は皆無であるが、フランスには、関連する博士論文が存在する。本研究においては、同論文よりアミロテの沿革、組織、管轄などに関する詳細を知ることができた。また、関連文献を入手して、その裏付けを行うとともに理解を深めることができた。本研究は、提督も対象としていたが、完全に名目的存在であり、考察に値しない。

研究成果の概要(英文)：This research is a first-step analysis of "L'Ordonnance de la Marine" in France, 1681 with the focus on its first Part aiming to visualize the actual "AMIRAUTE" under this Ordonnance in all related provisions. This study aims to reveal a deeper understanding to the implementation as a part of a series of studies with the ultimate goal to present a thorough, complete image of the Ordonnance. In Japan there are no relevant researches about AMIRAUTE while a doctoral thesis can be inferred in France. Detailed depictions such as ones about the development, organization, management and etc. about AMIRAUTE can be found in the paper. Besides, by looking into the reference quoted, we come to have a clearer picture about our analysis subject as well. "Amiral" is one of the "grand officiers de la Couronne". Yet, we shifted our focus when coming to know it's nominal existence.

研究分野：民事法学

キーワード：フランス海事王令 海事裁判所

## 1. 研究開始当初の背景

文字化けを避けるため、以下ではアクサン等の記号を省略した。

### (1) 1681年フランス海事王令の位置づけと研究状況

1681年に国王ルイ14世の王令(Ordonnance)として制定されたいわゆる「フランス海事王令」は、世界初の統一海法典であり、Valinなどによる優れた注釈書の存在もあって、欧州のみならず、その植民地を中心とした世界各地で海法の模範とされた。同王令は、コンソラート・デル・マーレやギドン・ドゥ・ラメールといった慣習起源による中世の海法や各地の海事慣行を調査して編纂されたものであり、きわめて実用的な規範の集成であった。この海事王令は、全5編、713か条で構成されているが、その内容は、海事に関する公法と私法を包含した大海法典というべきものであった。

わが国を含めた現代海商法は、19世紀欧州における法典編纂を受け継ぐものであるが、その最初のものが1807年のフランス商法典(ナポレオン商法典)第2編「海商」であった。その内容は、1681年の海事王令の民事に関する部分(特に第2編・第3編)のコピーであると評されるほど、海事王令は現代海商法に大きな影響を与えている。商法典の中に海商編を位置づける立法手法とその内容は、1861年のドイツ旧商法典に継受され、日本は主としてこのドイツ旧商法典を継受することにより1899年の商法典によって西洋海商法を導入した。

それゆえ、フランス海事王令の研究は、単なる歴史的興味を超えて、日本の海商法の個々の規定の起源に関するものとして重要であり、海商法の解釈論においては議論の前提となるべきものの一つであるといえる。しかし、フランス海事王令の研究は、わが国ではほとんどみられない。その重要性から、特殊研究において断片的に触れられることは少なくないが、総合的な紹介は、松波仁一郎「呂易ノ大海法」くらいしか存在していなかった。研究報告者は、2006年以降、まず試訳としてフランス海事王令全713か条の日本語訳を公表することから研究を開始している。研究報告者の研究は、条文訳の作成にとどまっていたが、その過程における研究成果を含めて、海事王令全体を通じた各論的な研究への展開を構想していた。本研究は、それに先立ち、いわば総論的な研究として「アミロテ」の実質的理解を得ようと試みたものである。

### (2) 本研究に至る経緯

フランス海事王令の研究に至る経緯は、(1)で概略を述べたが、本研究はその出発

点として、「アミロテ」を対象としたものである。フランス海事王令の冒頭である第1編は、「アミロテの官職者とその管轄」であり、アミロテによる訴訟手続や海事行政に関する規定は王令全体を通じて存在しており、フランス海事王令の理解にとってアミロテの理解はその前提として重要であるといえる。

ところが、このアミロテは、アンシャン・レジームにおける司法機関と行政機関を兼ね備える組織であり、その全貌は定かではなく、試訳では「海事裁判所〔アミロテ〕」との暫定訳を提示するにとどまった。これは、海事王令第1編の規定内容から、少なくとも海事王令においては例外裁判所としての側面が中心であるとみられたからである。

そこで、フランス海事王令の各論的な研究に先立って、ぜひともアミロテの全体的な理解を得る必要があると考え、本研究を着想した。これを実施すれば、後に各論的な研究に展開する際にも必要な情報を獲得することができるのではないかと考え、その理由の一つである。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、すでに示したように、アンシャン・レジームにおいて存在したアミロテなる組織について、少なくとも1681年海事王令に関する部分について理解を得ることにある。この組織は、アミラル(提督)をトップとするものであり、海事王令でも最初の第1編の第1条から14条までは「提督」の見出しの下に規定が置かれている。そこで、本研究は、提督の実像を知ることが最初の目的となった。そして、提督の主宰するアミロテの組織の実像の解明が次なる目的となった。アミロテは、フランス革命によって廃止されており、その意味では1807年の商法典にも受け継がれていないし、現代海商法の理解に直接の影響を与えるものとはいえない。しかし、アミロテの機能は一般的な司法機関など他の機関により代替されているとみられ、なお現在受け継いだ規律の解釈の理解にとっても有益であると考えた。

## 3. 研究の方法

本研究は、アンシャン・レジーム期の海事・司法に関連する主としてフランス文献の収集および読解の方法を用い、補足的にフランスの法制史研究者からの聞き取りおよび海事博物館の視察を行った。

フランス海事王令については、前述したValinによるコンメンタールが存在しており、保険および共同海損についてはEmerigonによるコンメンタールが高く評価されている。また、本研究の申請段階で、フランスの博士学位論文である、C. Shenakenbourgの“L'AMIRAUTE DE FRANCE”(1975年パリ第2大学博士学位論文)を入手していた。結局、

まとまった関連文献は存在しないようであり、フランスおよびイタリアの関連文献を入手したものの、後述するように同論文がこのテーマに関してほぼ唯一の総合的研究であることがわかった。この点については、ナント大学の著名な法制史研究者 Dominique GAURIER 教授の認識とも一致した。幸いであったのは、本研究によって、未見であった法制史および歴史学に関する文献によって、アミロテまたはその周辺の組織等に関する現代的な評価・理解に断片的であれ接することができた点である。これは、今後の各論的テーマに関する研究にとっても有益な発見であった。

#### 4. 研究成果

##### (1) エフォート低下の特殊的事情・成果公表の遅延

本研究は、研究報告者がこれまでの研究で経験したことのない急激なエフォート低下という事態のため、研究自体を1年延長することとなり、現在までに成果の公表に至っていない。本研究は、2014年4月に開始したが、同月より法制審議会商法（運送・海商関係）部会による商法改正作業が開始され、報告者も幹事としてこれに参加することになった。この改正は、運送・海商法法制を120年ぶりに全面的に見直そうとする大がかりなもので、報告者は唯一の海商法の専門研究者としてこれに参加し、関連の研究、執筆などに忙殺されることになった。法制審議会部会は、ほぼ2年にわたる審議を経て、2016年1月に終了した。報告者はさらに関連の研究を継続せざるを得ず、この間、関連した2本の論文を刊行するとともに、教科書の全面改定作業、解説論文の執筆などを今日まで継続してきた。そのため、本研究期間においても報告者は一定の研究業績を公表しているが、この商法改正に関するものに限られており、この分野のきわめて少ない専門研究者の責任を果たすべくしばらくはこうした状況が続くことになる（商法改正に関する科研費研究が採択され、すでに開始している）。こうした事態は、予想できなかったものであり、特殊事情が本研究への十分な従事を許さなかったものであるが、研究者としてきわめて遺憾であり、たとえ時間が経過しても本研究の成果を公表したいと考えているので、ここに記しておきたい。

##### (2) 提督（アミラル）について

前述のように、フランス海事王令は「提督」に関する規定から始まる（第1編第1章）。フランス提督の起源は14世紀にさかのぼるといわれるが、1629年に一度廃止され、1669年に復活してフランス革命まで継続することになる。文献については、1629年までの機

関に関しては資料として優れたものがあるが、むしろ復活以降の資料に乏しいことが指摘されている。本研究は、1861年の海事王令を対象としているので、主として1669年以降の提督に限定して調査を行った。

海事王令は、第1条で、「すべての海事裁判所は、提督の名において裁判する。」と定めており、また提督はアミロテの主宰者として重要である。しかし、1629年からフランス革命による制度の廃止までの間は、提督は単に名目的な存在にすぎなかった。この間に提督に就任した者はわずかに3人であるが、最初の1人はわずか2歳、2人目も5歳で提督に就任しているのであって、これがいかに名目的な役職であったかがわかる。この職は、「王冠の高官」の一つであり、きわめて高い地位であるが、国王の庶子の受け皿として用意されたものといえる。提督には、海事裁判所により課された罰金の半額、停泊税など諸税の3分の1、捕獲物や身代金の10分の1が帰属するなど、莫大な収益源となっていたことが知られている。

そのため、1681年当時にパリとルアンに置かれていた海事総裁判所（大理石卓）を含め、すべての海事裁判所においては、代行官が実質的な長として存在していた。

なお、海事王令の下での提督に関しては、このような実態から、すでに海事王令を翻訳した際に接した情報以上の有益な情報は得られなかった。なお、C. Shenakenbourgの研究においては、歴代提督名、提督の収入額など詳細な叙述がある。

##### (3) アミロテについて

###### 性質および管轄

アミロテという語は多義的であり、アミラルの府として「提督府」といえるが、海事王令の第1編の表題は「アミロテの官職者とその管轄」となっており、この場合のアミロテはその内容からして主として海事裁判所としてのアミロテをいうものとみられる。その最初の条文（1編1章1条）は、「すべての海事裁判所は、提督の名において裁判する。」とあるが、この場合に海事裁判所と訳した部分は“sieg d' Amiraute”であって、これが裁判所を意味することは明らかだからである。すなわち、この“sieg d' Amiraute”は、海事生活（la vie maritime）に関するあらゆる事件に関する司法および行政を管轄する（王国海軍に関するものは除く）例外裁判所（jurisdiction d' exception）である。海事裁判所の管轄については、1681年の海事王令にいたって、きわめて詳細に規定されることになった（1編2章）。

本研究では、1681年海事王令までの16世紀中頃以降の海事裁判所の管轄の変遷を調査したが、それにより王令の詳細な管轄規定が形成された経過が明らかとなった。なお、アミロテは、提督が主宰するものの、その官職

者は王国の官職者であり、王国裁判所と提督裁判所との二重の性質をもつものと指摘されている（C. Shenakenbourg 前掲論文 164 頁以下を参照）。

#### 組織

海事裁判所（siegel d' Amiraute）は、海事総裁判所（大理石卓）と海事個別裁判所の総称である。本研究では、海事総裁判所の沿革を調査したが、起源については不明瞭ながら、14 世紀後半以降の概要を知ることができた。また、これら海事裁判所の沿革、組織、官職者については、C. Shenakenbourg の論文（第 2 章）が、官職者の採用態様や財政状況にまでわたるきわめて詳細なものであり、これが現在のところ海事裁判所に関する唯一のまとまった文献であることがわかった。

同論文の価値はきわめて高く、本研究の公表にあたっては、基本的には同論文の根幹部分の和訳紹介とその後の関連文献による断片的補足といった研究ノートのものになることが予想され、さしあたりはそれで十分であると思う（全文訳ではかえって煩わしいと思われるほど詳細にわたっている）。

#### （ 4 ）その他

本研究の主たるテーマとしたアミロテについては、上述のように C. Shenakenbourg 論文を超える資料がないことがわかった。他方、海事王令全体をみると、他の各論的テーマについてこれに匹敵する研究もまた存在していないようである。本研究の実施により入手することができた文献資料は、断片的ながらこれらに関連するものを含んでおり（特に海上保険および共同海損に関する資料は多く手に入れることができた）、研究のさらなる展開に一定の展望が開けたように思う。

また、本研究の実施にあたり新たに入手した文献および海事博物館の視察により、当時の航海器具で試訳に際しては確認できなかったいくつかを現物などで確認することができた。一部については対応する日本語も判明しており、各論的研究においてこの点に触れたい。また再訳の機会があれば試訳を修正したい。

#### （ 5 ）まとめ

本研究は、報告者がすでに 1681 年のフランス海事王令全文の試訳を完了していることを前提に、アミロテの実像を明らかにしようと試みたものである。海事王令には、実に詳細にアミロテ関係の規定が置かれているが、これが条文の形で示されていることから、アミロテのいかなる部分について、どの程度までを法文と規定しているのかが判然としなかった。今回の研究により、海事王令は、アミロテの組織についてもその骨格を余すところなく規定しており、それ自体においてし

っかりと全体像を示すものであることが明らかになった。また、本研究は、直接の対象としたアミロテに限らず、海事王令全般に関する知見を深めたという点において有意義であった。

【付記】本研究の研究自体が遅延し、成果公表がさらに遅延することは遺憾であるが、その特殊な事情については、4（1）において記述した通りである。

#### 5．主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 件）

〔学会発表〕（計 件）

〔図書〕（計 件）

〔産業財産権〕

出願状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6．研究組織

##### (1)研究代表者

箱井 崇史（HAKOI, Takashi）  
早稲田大学・法学学術院・教授  
研究者番号：60247202

##### (2)研究分担者

（ ）

研究者番号：

##### (3)連携研究者

（ ）

研究者番号：

(4)研究協力者 ( )